

全日本健康麻将協議会 会則

全日本健康麻将協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全日本健康麻将協議会 という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都品川区西五反田2丁目4番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、全国の健康マージャンを開催する市民サークルを集結し健康マージャンの普及に必要不可欠な「地域交流」を目的とし、活力ある高齢化社会の構築に貢献します。

(事業の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動に係る事業を行う。

- (1) 市民サークルの共同事業
- (2) 市民サークルへの支援事業
- (3) 健康マージャン普及事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の1種とし、正会員をもって会員とする。

正会員 本会の目的に賛同し、本会の活動及び事業に参加する団体（代表者）

(入会)

第6条 風俗営業法第7号まあじゃん営業許可の申請者が代表の団体は入会できない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第8条 会員は本会の目的を達するために下記の権利を有する。

- (1) 総会に出席して議決権を行使する。
- (2) 本会の業務ならびに財産状況について説明を求められること。および備付けの帳簿を閲覧すること。

(会員の義務)

第9条 会員は本会の行う事業に参加し、下記の業務を負う。

- (1) 本会の共同事業に参加する。
- (2) 本会の共同事業の経費を分担する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則等に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上9人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を会計をとする。

(選任等)

第14条 理事・会計及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事・会計又は監事のうち、その定数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、名誉職とし無報酬とする

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第 20 条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、理事長が理事会にはかりこれを推薦する。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 21 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(招 集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名し押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この会則に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 現理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第40条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が会計に指示し作成させ、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第 48 条 本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない

(解 散)

第 49 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 破産
- 2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(清算人の選任)

第 50 条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

- 第51条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
 - 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
 - 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

(細則)

- 第52条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- この会則は、本会の成立の日から施行する。
- 本会の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、下記に掲げる額とする。

	入会金	年会費
正会員（任意団体）	0円	0円
正会員（法人団体）	0円	0円

この会則は 全日本健康麻将協議会 の会則である。

平成 28 年 4 月 1 日

東京都品川区西五反田二丁目4番2号
全日本健康麻将協議会
理事長 金澤 喜重